

# 総務教育常任委員会資料

(平成25年6月25日)

## 〔件名〕

- ・ 知事等の給与に関する有識者会議の開催について 【人事企画課】・・・1
- ・ 附属機関に関する条例の整備に向けた検討状況について  
【業務効率推進課】・・・3
- ・ 鳥取県立人権ひろば21の指定管理者審査要項(案)の概要について  
【人権・同和対策課】・・・5
- ・ 平成25年度鳥取県部落解放月間について 【人権・同和対策課】・・・7
- ・ 首都圏での「とっとりグリーンウェイブ」PR事業の実施について  
【東京本部】・・・8
- ・ 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について  
【東京本部】・・・10
- ・ 「鳥取県サポーターズ企業交流会」等の開催について  
【関西本部】・・・11
- ・ 関西圏における情報発信(7月・8月)について 【関西本部】・・・12
- ・ 平成25年度第1回商品クリニック及び商談会の実施について  
【関西本部】・・・13
- ・ あべのハルカス近鉄本店「鳥取特集コーナー」について  
【関西本部】・・・14
- ・ 名古屋における観光PR活動等について 【名古屋代表部】・・・15

総 務 部

知事等の給与に関する有識者会議の開催について

平成25年6月25日  
人事企画課

知事等（知事、副知事、病院事業管理者、各種委員会の委員等）の給与制度については、条例の規定により、少なくとも2年ごとに有識者による会議を開催し、県民の理解の得られるものであるか点検し、見直しの必要性を検討することとされています。

今年度、下記のとおり「知事等の給与に関する有識者会議」を開催することとしましたので、報告します。

1 検討項目

(1) 知事等の給与水準（国の給与カットへの対応）

国の今年度末までの臨時的な給与減額措置の状況を踏まえ、これに対応した給与水準の見直しの必要性を検討

(2) 知事等の退職手当

国の特別職及び県の一般職の退職手当の改定状況等を踏まえ、これに対応した支給水準・支給方法の見直しの必要性を検討

(3) 附属機関の委員の報酬

附属機関に関する条例の整備に向けた検討に伴い、報酬額の見直しの必要性を検討

(4) 知事等の給与制度及び水準（2年ごとの定時的な点検）

2年ごとの定時的な点検として、知事等の給与制度及び給与水準について、見直しの必要性を検討

※ 有識者会議での意見を踏まえ、制度改正を検討

※ これまでの改定状況は、「4 参考」記載のとおり

2 有識者会議の委員（10名） [別記] 委員名簿のとおり

3 開催予定

7月9日(火) 第1回有識者会議  
～11月下旬 以後、2回程度開催予定

4 参考 《有識者会議の検討状況及び改定状況》

年度	検討項目	改定状況（有識者会議の検討結果に同じ）		開催回数
		知事、副知事等	各種委員会の委員等	
18	・知事等の給与制度の見直し	・退職手当を含む給与水準引き下げ（△7%） ・給料月額と退職手当の配分見直し（給料月額の引き上げ）	・報酬月額引下げ（△7%）	4回
19	・一般職に準じた給与の改定	・期末手当引き下げ（△0.2月分）		1回
20	・知事等の給与制度の見直し ・男女共同参画推進員の報酬日額化	・給料月額と退職手当の配分見直し（給料月額の引き下げ） ・給料月額引き下げ（△3.5%）、期末手当引き下げ（△0.03月分）	・報酬額引き下げ（△3.5%） ・男女共同参画推進員報酬を日額化	4回
21	・知事等の給与水準の見直し ・行政委員会委員の報酬日額化	・給料月額引き下げ（△3.0%）、期末手当引き下げ（△0.16月分）	・報酬額引き下げ（△3.0%） ・一部の行政委員会（選管、収用、海区、内水面）報酬を日額化	4回
22	・一般職に準じた給与額の改定	・期末手当引き上げ（+0.04月）を見送り		1回
23	・一般職に準じた給与額の改定	・給料月額引き下げ（△0.6%）	・報酬額引き下げ（△0.6%）	3回
24	・一般職に準じた給与額の改定	・給料月額引き下げ（△1.8%）	・報酬額引き下げ（△1.8%）	1回

平成25年度 知事等の給与に関する有識者会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
おおやま あきこ 大山 亜紀子	司法書士 (大山亜紀子司法書士事務所)	再任
さかわ やすゆき 坂根 康之	J A鳥取県中央会 組織指導部統括部長	新任
たなか みのる 田中 穂	連合鳥取 事務局長	再任
つちえ まさのり 土江 征典	(株)花のれん 常務取締役	再任
ながやま まさお 永山 正男	鳥取大学地域学部 教授	再任 (座長)
ひらた よしえ 平田 由枝	社会保険労務士 (平田社会保険労務士事務所)	新任
ふくしま とみこ 福嶋 登美子	日本ランドメタル(株) 取締役副社長	再任
ふじなわ まさのぶ 藤縄 匡伸	鳥取商工会議所 副会頭	再任
やすだ はるお 安田 晴雄	安田精工(株) 代表取締役社長	再任
やまね さとみ 山根 里美	税理士 (山根里美税理士事務所)	再任

【参照条文】

■鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 (平成19年鳥取県条例第38号)

(知事による検討)

第5条 知事が知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度 (以下「給与制度」という。)

の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

- 2 前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。
- 3 知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。
- 4 前3項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

# 附属機関に関する条例の整備に向けた検討状況について

平成25年6月25日  
行財政改革局業務効率推進課

現在、要綱等に基づき設置している協議会や審査会等（以下「要綱設置の協議会等」という。）について、地方自治法の規定に基づく附属機関としての条例整備を検討しているところであり、その状況について報告します。

## 1 条例（案）制定の背景

- 地方自治法第138条の4第3項に規定する性格の会議組織は、すべて条例設置の附属機関にあたるという解釈がある一方、全国の自治体では、行政運営上の参考意見を有識者や住民から聴取するための会議組織として、要綱設置の協議会等（私的諮問機関）を広く運用している。
- 昨年、鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会について、『検討委員会の要綱設置は違法であり委員に支払われた報償費等は違法な公金支出』とする住民監査請求が行われ、『違法とはいえない』との監査結果が示された。
- しかし、近年、要綱設置の協議会等については、委員への報償費支出を違法とする住民訴訟や住民監査請求が行われており、公金支出の首長責任の有無についての判決が分かれているものの、要綱設置の協議会等については地裁・高裁のいずれも違法の判示がなされている。
- このような状況を踏まえ、当面の対応として、条例の整備を行うことが適当と判断し、必要な検討を進めることとした。

## 2 条例（案）制定の検討状況

- 他の自治体における要綱設置の協議会等に関する判示内容等を踏まえ、本県としての附属機関の考え方の整理を進めている。
- 現在、庁内各課から報告された要綱設置の協議会等（約200）について、とりまとめているところであり、条例の規定方法等の検討を経て、9月定例県議会での条例案の付議を予定。

### 【鳥取県における附属機関の考え方（案）】

県職員以外の外部の者を委員等として加え、調停、審査、諮問又は調査等を行う機関は、すべて地方自治法に定める附属機関とする。

### 【上記に該当しない（附属機関とならない）ものの例】

- ・ 県職員のみで構成するもの（庁内プロジェクトチーム会議など）
- ・ 県は構成員として参加しており県の機関にはあたらないもの（事業の実行委員会など）
- ・ 調停、審査、諮問又は調査等を行わないもの（関係機関による連絡会議など）

## 3 参考

### (1) 附属機関及び要綱設置の協議会等（私的諮問機関）に係る解釈・学説

#### 【行政解釈】 行政実例（昭和27年11月19日）抜粋

第138条の4第3項の執行機関の附属機関たる性格のものであれば、名称のいかんを問わず、また、臨時的、速急を有する機関であってもすべて条例によらなければ設置できない。

#### 【参考学説】 山口道昭『入門 地方自治』（平成21年 学陽書房）

要綱設置される組織は、行政決定権限をもたず、かつ長くともおおむね2年程度の時限的組織である。このような組織以外の組織は、附属機関であって、条例に基づいて設置することが必要である。なお、こういった時限的組織に関しても条例に基づいて設置すべきとする考え方があるが、住民参加の促進といった観点から、条例に基づかなければならないとするのは硬直的にすぎるように思われる。

(2) 判例【岡山地方裁判所（平成 20 年 10 月 30 日判決）】

岡山市自治組織に関する検討委員会は、諮問、調査等を行う合議制の機関としての実態を有しており、附属機関にあたる。要綱に基づいた委員報酬支出は根拠を欠くもので違法。市長へ賠償命令。

⇒ 広島高等裁判所岡山支部（平成 21 年 6 月 4 日判決）※上記の控訴審  
岡山地方裁判所判決に対する市長側の控訴を棄却（確定）

(3) 鳥取県における監査結果抜粋【鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会の支出（平成 24 年 9 月 7 日棄却）】

○要綱設置の委員会等が過去から多数設置されてきており、要綱による設置がすでに行政慣行として定着していることや、検討委員会の設置とその後の経過は議会側にも適時に説明がなされており、議会におけるチェック機能を損なうような行政運営の実態は見られないことなどから、検討委員会の要綱設置は違法とはいえない。

○条例で設置すべきとされている附属機関の解釈が大きく分かれていること背景には、昭和 27 年の法改正当時とは社会状況が大きく異なるにもかかわらず、附属機関の明確な定義や委員会等の私的諮問機関の位置付け等の法的整備が行われていないことに原因があると思われる。

(4) 根拠法令【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）】

第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

# 鳥取県立人権ひろば21の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年6月25日  
人権・同和対策課

平成26年度から県立人権ひろば21の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、今後開催する県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

## 1 指名団体とその理由

公益社団法人 鳥取県人権文化センター（平成18年から平成25年度までの指定管理者）  
（指名理由）

県立人権ひろば21は、県民に人権についての学習機会を提供するために設置された施設であり、人権に関する研究・啓発・相談業務などを行う専門機関として設立された当該法人が管理することにより、当該施設の機能を効果的に発揮できるとともに適切な管理運営が期待できる。

また、当該法人は、施設の管理状況についての外部有識者からの意見を受け、交流スペースでのパネル展示のイベント回数を増やすとともに利用規程を改めて利用者の利便性を向上させるなど、管理を適正に行っていると評価できる。

## 2 指定管理者が行う業務

### （1）業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ その他施設の管理運営に必要な業務

### （2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の制限は、鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

### （3）管理上の条件等

- ア 館長相当職を1名配置すること。
- イ 受付業務には常時1名以上配置すること。

## 3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額51,835千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、その2/3以内の額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

## 4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

## 5 スケジュール

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) 審査要項の送付       | 平成25年7月上旬              |
| (2) 書類の提出期限       | 平成25年8月中旬              |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月下旬              |
| (4) 審査結果の通知・公表    | 平成25年8月下旬              |
| (5) 指定管理者の指定      | 平成25年10月下旬（議会の議決を経て行う） |

## 6 選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

### (2) 審査委員会委員

学識経験者、人権学習・教育に関する有識者2名、税理士、所管部局職員〔計5名〕

### (3) 選定基準

	審査基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○ 管理運営の基本的な考え方の適合性 (施設の設置目的の理解、管理運営の方針等)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(指定手続条例第5条第2号)	○ 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (事業の運営方針、サービス向上策、利用促進策等) ○ 管理の基準 開館時間、休館日 個人情報保護、情報の公開 ○ 施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○ 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○ 利用者等の要望の把握
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○ 収支計画の妥当性 ○ 経費の節減への取り組み
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(指定手続条例第5条第3号)	○ 組織及び職員の配置等 ○ 法人の財政基盤、経営基盤 ○ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○ 法人の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 ○ 当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

## 平成25年度鳥取県部落解放月間について

平成25年6月25日  
人権・同和对策課

同和問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に国民的な課題です。  
本県では、昭和45年度から県独自の取組みとして部落解放月間を設けており、この期間中、同和問題への県民の理解と認識を深めるため、県や市町村、関係団体等が連携して、啓発活動を集中的に実施します。

### 記

- 1 期 間 7月10日(水)から8月9日(金)まで
- 2 主 催 鳥取県、鳥取県教育委員会、市町村、市町村教育委員会
- 3 協 賛 鳥取地方法務局、公益社団法人鳥取県人権文化センター、  
鳥取県人権教育推進協議会、鳥取県隣保館連絡協議会
- 4 テ ー マ 「みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会」
- 5 啓発活動
  - (1) 広報  
県政だよりや市町村広報紙、ポスター・リーフレット、街頭啓発活動などで部落解放月間の趣旨及び期間中の開催事業等の周知を図る。
  - (2) 講演会等開催  
部落解放月間を中心に、県や市町村等が、県民を対象に講演会や各種セミナーなどを開催する。
  - (3) 県の実施事業
    - ア 街頭啓発活動
      - 日 時 7月6日(土) 11:00～12:00
      - 場 所 東部：イオン鳥取北ショッピングセンター  
中部：パープルタウン、新あじそうパープル店  
西部：イオン日吉津ショッピングセンター
      - 参加団体 鳥取県、協力市町村、関係団体等
      - 内 容 部落解放月間のテーマ等を記載した啓発グッズを配布し、同和問題の早期解決を呼びかける。
    - イ 人権・同和问题講演会
      - 日 時 7月10日(水) 14:30～16:00
      - 場 所 ハワイアロハホール(東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584)
      - 内 容 「インターネットの人権」  
講師：吉川<sup>よしかわ</sup>誠<sup>せいじ</sup>司さん  
(一般財団法人インターネット協会インターネット・ホットラインセンター長)
      - 主 催 鳥取県、鳥取県同和对策協議会
      - 共 催 倉吉市、湯梨浜町、倉吉市同和对策推進協議会  
東伯郡同和对策協議会、鳥取県西部地区同和对策協議会

### <参考>

#### 同和問題に係る差別事象

過去3年で年平均9件の差別事象が県に報告されている。

#### 【最近の事例】

- ・ 公共施設等への差別落書き、役場などへの電話での差別発言
- ・ 同和地区に関する電話での問い合わせ



# 首都圏での「とっとりグリーンウェイブ」PR事業の実施について

平成25年6月25日

東 京 本 部

首都圏で「とっとりグリーンウェイブ」をPRするため、次のイベントを実施します。

## 1 実施目的

大企業の本社が多く所在し、毎日10万人もの人が行き交う汐留エリアにおいて、今秋、都市緑化フェアやエコツーリズム国際大会が開催される自然豊かな鳥取県のイメージを積極的にPRし、「とっとりグリーンウェイブ」を契機とした観光誘客の促進を図る。

## 2 実施期間 平成25年7月22日（月）～8月4日（日）

\* 7月9日（火）～21日（日）には、砂像の公開制作も行う。

## 3 実施場所 汐留地下通路（東京都港区東新橋一丁目）

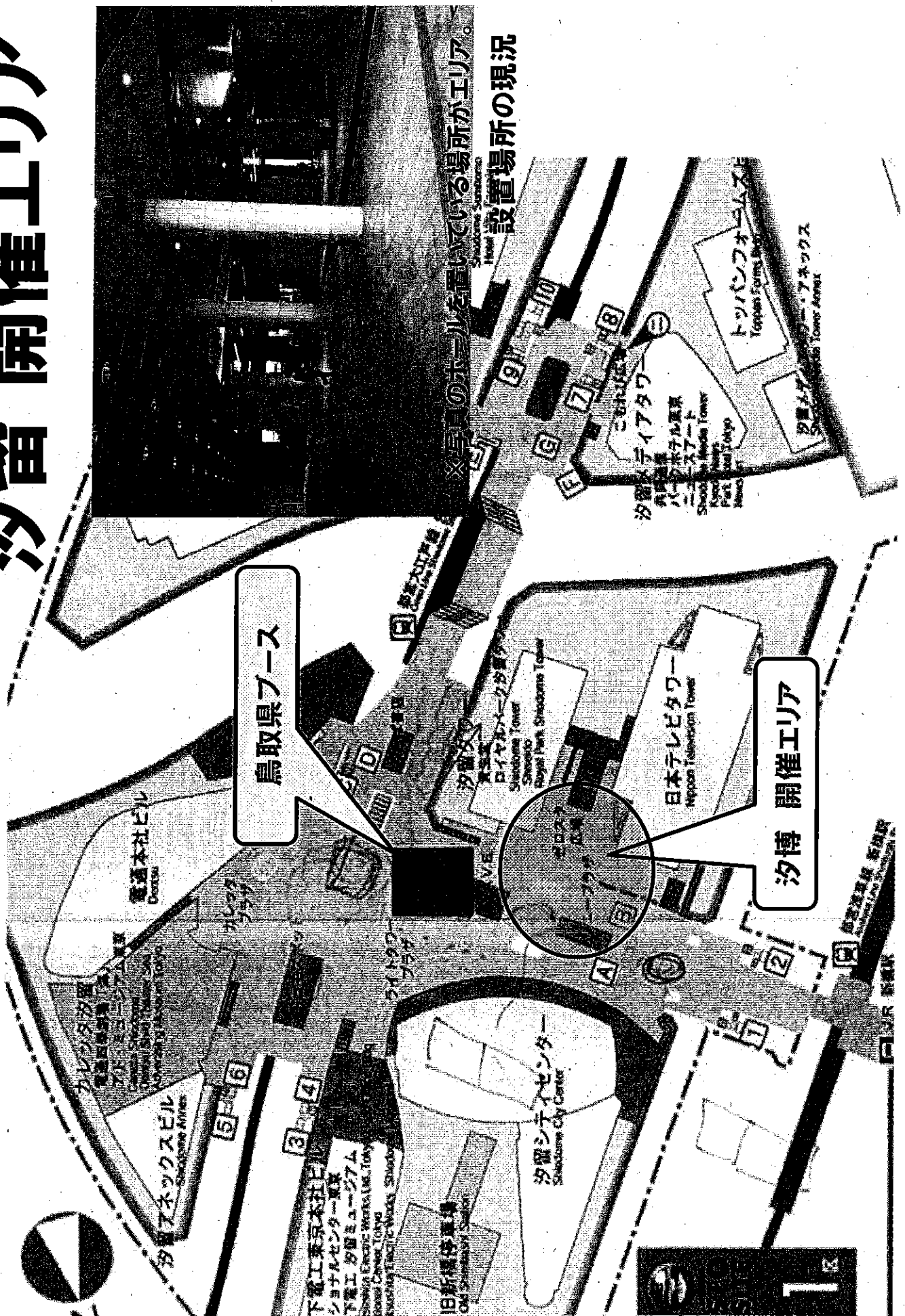
## 4 名 称 「砂っぷ スナップ鳥取～汐留、緑と砂のロマン～」

## 5 概 要

- (1) 砂と植物のコラボレーションを一つのテーマとする「全国都市緑化とっとりフェア」にちなみ、植栽と合体した形の砂像彫刻を茶圓勝彦氏（砂の美術館の砂像も制作・監修する砂像アーティスト）に鳥取砂丘の砂を使って創作して貰い、県内の観光スポットやイベントの紹介パネルとともに展示するブースを設営
- (2) その一画には「食のみやこ鳥取プラザ」による本県特産品の販売コーナーも設置
- (3) 実施期間中に同ブースの周辺で行われるイベントと連動した鳥取県PRイベントの開催も予定

## 6 実施主体 主催：鳥取県 共催：鳥取市

# 汐留 開催エリア



汐留のホールを置いている場所がエリア。設置場所の現況

鳥取県ブース

汐留 開催エリア

# 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成25年6月25日  
東京本部

- 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費  
(6月10日までに追加実施を決定した事業) 6,900千円

## 2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇用 人件費)	雇用創 出人数 (延べ)	①月額給料	事業内容
			②雇用期間(予定)	
			③被雇用者の要件	
打って出る コンテンツ ビジネス応 援事業	6,900千円 (4,800千円)	1人	①250千円	県内のポップカルチャー系コンテンツ企業 で組織する団体が、県の支援を受けて東京秋 葉原に近いうちに設置する予定のビジネス拠 点(アンテナショップ)に、東京の企業との マッチング、首都圏でのマーケティング等 を行う要員を雇用・配置させ、県内コンテンツ 産業の育成・振興を図る。
			②H25年6月 ~H26年3月	
			③ポップカルチャー 系コンテンツに関す る知識、取扱い経験 を有すること。	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

## 「鳥取県サポーターズ企業交流会」等の開催について

平成25年6月25日

関 西 本 部

関西から鳥取県内に進出いただいている企業本社の実務責任者等を対象に、本県の企業支援施策や新たな制度など、企業に役立つ情報を提供すること、本県に対するご意見・ご要望を頂き今後の施策に反映させることを目的として、県や地元産業支援機関等による施策等の説明会を開催する。

今回の特徴： 従来は、対象企業を県内への進出先（東・中・西部）ごとに3回に分けて実施していたが、今回は、進出後の経過期間によるニーズにも対応するため、進出から概ね10年未満の企業、10年以上の企業の2回に分けて実施する。

### 1 鳥取県サポーターズ企業交流会（事業説明・情報交換会）

- (1) 対象 鳥取県への進出から概ね10年未満の企業の実務責任者（部課長等） 24社対象  
(2) 日時 平成25年7月4日（木）15時30分～19時  
(3) 会場 鳥取県関西本部「交流室」（大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル 22階）  
(4) 内容 テーマ（予定）

情報提供（進出企業様のお役に立てる制度等の説明）

- ・ 企業を取り巻く情勢と県の成長戦略
- ・ 新年度の鳥取県の産業支援策（施策の全体、新規の施策）
- ・ 使いやすくなった物流のシステム
- ・ 人材確保に対する支援策 など

意見交換

- ・ 経営の安定化に向けて
- ・ 販路開拓・マッチング・研究開発等について
- ・ 人材の確保・育成等について など

#### (5) 参加予定団体（鳥取県関係）

- ・ 鳥取県（立地戦略課、産業振興室、通商物流室、雇用人材総室、関西本部）
- ・ 県内の関係市町村
- ・ 県内の主要な金融機関
- ・ 県内の試験研究機関・産業支援機関等  
産業技術センター、産業振興機構、鳥取大学、鳥取環境大学 等

#### (6) 運営上の特徴

意見交換の時間を多くとり、県内定着や経営の安定化に向け、意見交換を行う。

### 2 鳥取県サポーターズ企業施策等説明会

- (1) 対象 鳥取県への進出から概ね10年以上の企業の実務責任者（部課長等） 75社対象  
(2) 日時 平成25年7月24日（水）15時30分～17時  
(3) 会場 鳥取県関西本部「交流室」（大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル 22階）  
(4) 内容 テーマ（予定）

情報提供（進出企業様のお役に立てる制度等の説明）

※ 「1 鳥取県サポーターズ企業交流会（事業説明・情報交換会）」と同じ

#### (5) 参加予定団体（鳥取県関係）

※ 「1 鳥取県サポーターズ企業交流会（事業説明・情報交換会）」と同じ

#### (6) 運営上の特徴

質疑応答の時間を多くとり、多様な疑問やご意見にお答えしていく。

## 関西圏における情報発信（7・8月）について

平成25年6月25日

関 西 本 部

### 1 関西三都における「とっとりグリーンウェイブ」を中心とした情報発信について

#### 神戸 体験！『水と緑のオアシス鳥取』（実施中）

兵庫県立美術館一帯は「水辺のオアシス」と呼ばれ、また現在開催中の『奇跡のクラーク・コレクション』（会期：6月8日～9月1日）は、「水」や「緑」をテーマとした作品が多い「印象派」の展覧会であることから、当会場で「とっとりグリーンウェイブ」をはじめ本県のPRを実施中。

- 期 間 平成25年6月8日（土）～9月1日（日）
- 内 容

実施期間	内 容
6月8日（土）～9月1日（日） [86日間]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑と融合した砂像モニュメントの展示</li> <li>・ ポスター及び観光パンフレットの美術館内展示</li> </ul>
7月27日（土）・28日（日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポール・スミザー氏講演会</li> <li>・ 鳥取県特産品の販売</li> <li>・ オアシスえんじえる等による緑化フェアPR</li> <li>・ 子ども向け体験＜折り紙・缶バッジ作成＞</li> </ul>
[参考]実施済 6月8日（土）・9日（日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取県特産品の販売</li> <li>・ オアシスえんじえる等による緑化フェアPR</li> <li>・ ミニ砂像制作体験</li> </ul>

#### 【展示中の砂像】



#### 大阪 「とっとりグリーンウェイブ in 関西」（仮称）

- 期 間 平成25年8月2日（金）～4日（日）
- 場 所 NHK大阪放送会館アトリウム
- 内 容 「とっとりグリーンウェイブ」及び観光情報の発信 等

#### 京都 「とっとりグリーンウェイブ in 京都駅」（仮称）【初開催】

- 期 間 平成25年8月30日（金）・31日（土）
  - 場 所 京都駅ビル 駅前広場（烏丸中央口付近及び東側スペース）
  - 内 容 「とっとりグリーンウェイブ」及び観光情報の発信 等
- ※同時期（8/28～9/3）に、ジェイアール京都伊勢丹で鳥取県物産展を実施予定。

### 2 媒体を活用した情報発信（主なもの）

媒体名	発行日	内 容
悠々West	6/20、8/20	緑化フェア、鳥取道全線開通、植田正治写真美術館 等
夏ぴあ関西版	5/28	山陰海岸、投入堂、大山 等
おおさか子ども元気が新聞	7月上旬	マンガ博・乙、NHK イベント 等

# 平成25年度第1回商品クリニック及び商談会の実施について

平成25年6月25日  
関 西 本 部

平成23年度から関西本部主催の定期展示商談会を行っていますが、この中で県内事業者の抱える問題点（商品力向上の必要性等）が明らかになりました。

このため、昨年度に続き、本年度も定期展示商談会の開催前に、県内事業者への商品クリニック※を行って、商品改善アドバイスをを行います。

※関西での販売を視野に、県内事業者の商品を見ながら商品企画・パッケージ・価格設定等の指導助言及び経営に関する助言等を実施。



〈昨年度の商品クリニックの状況〉

## 1 平成25年度第1回商品クリニックの開催計画

(1) 日時 平成25年6月26日（水）午後1時から5時まで

(2) 場所 県議会棟3階会議室（鳥取市東町）

### (3) 内容

#### ア 類出相談事項の説明

- ・共通の相談内容（名刺交換・挨拶・商品の説明（販売希望先・特徴・価格）等）に対してアドバイスを実施。

#### イ 個別クリニック（原則、新規品目を対象に実施）

分野	講師	相談内容
1 食品卸	関西バイヤー	全国の小売店に向けた商品改良の助言
2 スーパー・百貨店	関西バイヤー	高級スーパー、量販店に向けたこだわり商品改良の助言
3 販路開拓	販路開拓コーディネーター（関西本部）	関西圏における販路開拓に向けた商品改良の助言
4 経営相談	県内商工団体職員	経営等に関する助言
5 商品開発	食品開発研究所職員	食品加工、保存方法等の助言

#### ウ 昨年度の商品クリニック、商談会の状況

##### a 商品クリニック（平成24年度は、5月と11月に開催）

- ・参加事業者 2回の合計（延べ）58社が参加
- ・指導概要

相談内容	指導状況
パッケージ・デザイン	高級感が必要。顔写真が欲しい。中身が見えない。など
価格について	日常食品としては高い。個包装として手頃価格とする。など
販売先・方法について	ターゲットを絞っては。試食販売を積極的に実施する。など
関西での販路について	具体的なバイヤーを紹介。

##### ・商品の改善状況

昨年度は15商品について商品改良がなされた。

##### b 商談会（平成24年度は、7月と2月に開催）

- ・参加県内事業者（2回の合計）32社が参加
- ・参加関西バイヤー（2回の合計）115社（169名）が来場
- ・平成24年度の定番商品数 37品目

## 3 今後の予定

- ・7月下旬 第6回商談会（テーマ未定）（昨年度は「農畜産加工品及び菓子、スイーツ」）
- ・11月 平成25年度第2回商品クリニック
- ・2月 第7回商談会（テーマ未定）（昨年度は「水産加工品、酒類、及び飲料」）

## あべのハルカス近鉄本店「鳥取特集コーナー」について

平成25年6月25日  
関西本部

とっとりふるさと大使の飯田圭児氏が代表取締役を務める、近鉄百貨店「あべのハルカス近鉄本店タワー館」がオープンしました。

同店地下2階の食料品売り場においては、本県産品の販売コーナーが設置され、本県産品の販売と本県PRを行っています。

1 日 時 平成25年6月13日(木) 午前10時オープン

2 場 所 あべのハルカス近鉄本店タワー館 (大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1-43)  
地下2階食料品売り場(デイリーマート) レジ横

### 3 販売内容

商品名(会社名)	商品名(会社名)
砂丘らっきょう酢漬(有)鶴乃嘴	白ねぎだし入り醤油「伯葱露」 (アレンジ(株))
鳥取瑞穂生姜のコンフィチュール (アイシーコム(株)わったい菜事業部)	あご入り鰹ふりだし((株)ハイセイ)
焙りほたるいか((有)小倉水産食品)	しじみ焦がしバター醤油 (株)はーと食品鳥取)
いわしの昔煮(株)角屋食品)	ふりかけ板わかめ(中浦食品(株))
鳥取黒毛和牛の佃煮〔みささ実山椒〕 (株)鶴太屋)	白ネギと牛スジのスパイシーカレー (豊田アストリア(有))
鳥取カレーの素((株)鳥取カレー研究所)	鳥取和牛のハンバーグカレー (一財)大山恵みの里公社)
大山チキンカレー(鳥取缶詰(株))	ゲゲゲのどりっぷぱっくこーひー(株)澤井珈琲)
ぴかぴか卵のマヨネーズ(株)大陸)	天然水奥大山 (サントリーホールディングス(株))

その他を含めて合計16社、36品目

### 4 その他

#### (1) あべのハルカス

グループ企業の近畿日本鉄道(株)が阿部野橋(あべのぼし)駅のターミナルビルとして日本一高いビル(300m)「あべのハルカス」を平成26年春に開業予定であり、6月13日に百貨店部分が先行開業する。近鉄百貨店は核テナントとして「あべのハルカス近鉄本店」を展開する。(日本最大の売場面積:約10万平方メートル、初年度1,450億円売上予定)

本県としては、平成26年春に予定される全面開業に向け、「あべのハルカス」の知名度とコラボするPRについて企画検討を行っている。

#### (2) 飯田圭児氏(とっとりふるさと大使)

株式会社近鉄百貨店 代表取締役社長執行役員。「とっとりふるさと大使制度実施要綱」に基づき、2月5日に28件目の「とっとりふるさと大使」を委嘱した。

#### (3) 近鉄米の契約栽培

鳥取いなば農業協同組合との近鉄米(品種:おまちかね)の契約栽培(鳥取市国府町内)を実施。(平成25年産米)

本年度、試行的に30アール作付した。収穫時などに近鉄百貨店の社員等が県内・ハルカスでのイベントなども行う予定にしている。(今後、拡大予定)

## 名古屋における観光PR活動等について

平成25年6月25日  
名古屋代表部

### 1 ターミナル駅「金山（かなやま）駅」での鳥取県観光PRイベントについて

鳥取県への誘客を促進するため、鳥取県の夏の魅力やグリーンウェイブをPRするイベントを開催します。

- (1) 主催 鳥取県・公益社団法人鳥取県観光連盟  
 (2) 日程 6月27日(木)～28日(金) 午前10時～午後6時  
 (3) 会場 金山総合駅南口コンコース イベント広場(名古屋市中区金山町1-1-18)

金山駅概要○中京地区屈指のターミナル駅 一日あたりの利用者数約40万人

○乗り入れ路線：地下鉄名城線・名港線、名鉄名古屋本線、JR東海道線・中央本線

#### (4) イベント内容

- ①ブースでのPR等：鳥取県ブースで観光ポスター等展示、県紹介PR(クイズ、じゃんけん大会)  
 ②観光資料配付：観光PR資料の配布(7,000部予定)  
 ③着ぐるみによるグリーンティング：第30回全国都市緑化とっとりフェアマスコット「花トリピー」、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会マスコット「湯梨花ちゃん」記念撮影等  
 ④体験・実演：ミニ砂像の制作実演(砂の美術館)、箸作り体験(とっとり梨の花温泉郷)

#### (5) 出演

- ・第30回全国都市緑化とっとりフェアキャンペーンガール「オアシスえんじえる」、「花トリピー」
- ・とっとり観光親善大使 他

#### (6) 県内からの参加団体

第30回全国都市緑化とっとりフェア実行委員会、鳥取市、鳥取砂丘砂の美術館、湯梨浜町、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会、米子市、米子市観光協会

### 2 マスコミと連携した「鳥取旅」PR

中京圏で大きな発行部数を有するマスコミと連携し、夏の鳥取県の魅力をPRします。

- (1) 媒体：中日ショッパー(発行：中日新聞社、69万部)  
 (2) 掲載日：7月4日(木)全8段カラー  
 (3) 掲載内容：「水と緑とアクティビティ～夏の鳥取を満喫～」をテーマに、「第30回全国都市緑化とっとりフェア」、「山陰海岸国立公園指定50周年」、砂の美術館や夏のアクティビティなど魅力あふれる鳥取旅を紹介

### 3 県産品販路開拓のための取り組み

食のみやこ鳥取県PR及び県産品の販路開拓のため、「砂丘らっきょうの漬け方講習会」を開催しました。

日程	6月5日(水)	6月4日(火)
会場	名古屋市 東生涯学習センター(名古屋市中区)	ピアゴ印場店(尾張旭市)
主催	鳥取県名古屋代表部、JA鳥取いなば	青果会社、JA鳥取いなば
講師	JA鳥取いなばの生産者の方	
参加者	25名	約30名
概要	らっきょうの漬け方に加え、産地の状況やらっきょう生産の工程なども説明し、参加者の皆さんに鳥取県産らっきょうの良さを理解いただきました。	



漬け方講習会の様子(6月5日)



